

赤ちゃんが生まれたら

「妊娠・出産」



出生届

出生届はお子さんの誕生日を含めて14日以内に戸籍住民課または地区市民センターに提出してください。

〈持ち物〉届出書1通(届出書についている出生証明書に医師による証明が必要です。)、母子健康手帳

問合せ先 戸籍住民課 ☎059-382-9132 FAX:059-382-7608

健康保険への加入

親が国民健康保険に加入している場合、お子さんも国民健康保険に加入する手続きを行ってください。社会保険などに加入している方は勤務先などで手続きを行ってください。

問合せ先 保険年金課 ☎059-382-7605 FAX:059-382-9455

児童手当

児童手当は高校生年代までの児童(18歳になった最初の3月31日までの間にある児童)を養育している父母などに支給されます。誕生日の翌日、または前住所での転出予定日の翌日から15日以内に、こども政策課または地区市民センターで手続きを行ってください。公務員の方は勤務先で申請してください。

問合せ先 こども政策課 ☎059-382-7661 FAX:059-382-9054

こども医療費助成

医療保険に加入している高校生年代までの児童(18歳になった最初の3月31日までの間にある児童)の保険診療による医療費の自己負担額が助成されます。誕生日または転入日から1か月以内に、福祉医療課または地区市民センターで手続きを行ってください。

問合せ先 福祉医療課 ☎059-382-2788 FAX:059-382-9455

育成医療給付

障がいを持っている、または抱えている疾患を放置すると将来的に障がいを残すと認められる場合、それを治療するために必要な医療費が給付されます(世帯の所得に応じて自己負担額が発生します。)。詳しくは、障がい福祉課にお問い合わせください。

問合せ先 障がい福祉課 ☎059-382-7626 FAX:059-382-7607

養育医療給付

出生時体重2,000g以下、または生活力が特に薄弱な未熟児であるため医師が入院養育を必要と認めた場合、必要な医療費が給付されます(指定養育医療機関に限ります。世帯の所得に応じて自己負担額が発生します。)。詳しくは、こども保健課にお問い合わせください。

新生児聴覚スクリーニング検査費用助成

新生児聴覚スクリーニング検査とは、聴覚障がいを早期に発見する「耳の聞こえ」の検査です。より早く適切な支援につなぐため、新生児聴覚スクリーニング検査の費用の一部を助成します。

〈対象者〉新生児聴覚スクリーニング検査を受け、検査受診日に鈴鹿市に住民票がある保護者

〈助成金額および回数〉3,000円(新生児1人につき1回)

〈受診場所および方法〉

●鈴鹿市内の協力産科医療機関

「鈴鹿市新生児聴覚スクリーニング検査助成券」を医療機関へ提出すると、検査費用から助成金額が差し引かれます。

●鈴鹿市外の医療機関など

窓口で、いったん全額自己負担をしてください。

受診日から90日以内にこども保健課で申請を行うことで助成が受けられます。

産後ケア事業

出産後に体調不良や育児不安があり、ご家族などから十分な援助を受けられない方を対象に、専門的なアドバイスを受けられます(利用要件がありますので、こども保健課までご相談ください。)

問合せ先 こども保健課 ☎059-382-2252 FAX:059-382-4187

「想い」の先にある 家づくりを



【ハウスクラフト株式会社】ご予約・資料請求などお気軽にお問い合わせください

HOUSE CRAFT

ハウスクラフト | 検索

建設業許可 国土交通大臣 許可（般-6）第 29367 号

■ 菰野スタジオ 〒510-1233 三重県三重郡菰野町菰野 1503-1

■ 鈴鹿スタジオ 〒510-0254 三重県鈴鹿市寺家六丁目 11-27

0120-54-2005 www.house-craft.jp

SNS で最新情報を配信中

施工事例やルームツアー動画の他、
お客様インタビューなどさまざまな
コンテンツをご覧ください。



Instagram



YouTube

まずは資料請求から

実際にお家建てたお客様の声や
施工事例などカタログと一緒に
ご自宅へお届けします。

